

令和6年

第4回選挙管理委員会定例会

日 時	令和6年4月4日(木) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	議案第7号 選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第8号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について
	議案第9号 一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定 の専決処分に関し、承認を求めることについて

報告第1号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和6年4月4日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

令和5年度 選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

NO	閲覧の年月日	申出者の氏名、住所	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	令和5年 5月15日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	「読売全国世論調査」の対象者抽出のため（世論調査）	一関第9投票区（抽出45件）
2	6月13日、14日、 19日、20日、23日 ～28日、30日、7 月3日	高田 一郎	はがき作成のため（政治活動）	花泉地域（全有権者）
3	7月18日	株式会社ケー・シー・エス 東北支社 支社長 吉富 貴洋 宮城県仙台市青葉区本町1-11-2	「岩手県地域公共交通計画関連調査業務」の対象者抽出のため（統計調査）	全投票区（抽出265件）
4	8月4日、8日	神崎 浩之	はがき作成のため（政治活動）	一関第5投票区（全有権者）
5	9月19日	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	「日本世論調査会・共同通信社 世論調査」の対象者抽出のため（世論調査）	千厩第2投票区（抽出12件）
6	11月13日、16日、 20日	株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所長 千葉 記章 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1	「令和5年度東日本大震災被災地における生活復興調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出840件）
7	11月14日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂入 鉄也 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル 6F	「令和6年県の施策に関する県民意識調査及び令和6年県民生活基本調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出698件）
8	12月6日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂入 鉄也 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル 6F	「令和6年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出190件）

政治活動 2件
世論調査 5件
統計調査 1件

報告第2号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和6年4月4日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

令和5年度 在外選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

閲覧の年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
	申出者なし		

議案第7号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和6年4月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和6年4月4日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 6 年 3 月 1 日 現在）の名簿登録者数 (A)		45,188	48,111	93,299
抹 消 者	死亡（3 月 31 日まで）	89	89	178
	転出後 4 月 1 日 までに 4 箇月を経過した者 （令和 5 年 11 月 30 日 までに転出した者）	62	52	114
	計 (B)	151	141	292
今回（令和 6 年 4 月 1 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		45,037	47,970	93,007

議案第8号

一 関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について

一 関市選挙執行規程（平成17年一関市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月4日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

改正前		改正後	
別表第3（第18条関係）		別表第3（第18条関係）	
施設名	住所	施設名	住所
[略]		[略]	
室根交流促進センター	[略]	室根交流促進センター	[略]
室根田茂木地区コミュニティセンター	一関市室根町折壁字田茂木56番地		
室根ひこばえの森交流センター	[略]	室根ひこばえの森交流センター	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この告示は、令和6年4月4日から施行する。

議案第9号

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を
求めることについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月4日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市・一 関市教育委員会・一 関市選挙管理委員会・一 関市監査委員
一 関市農業委員会・一 関市消防本部・一 関市上下水道事業・一 関市議会合同
訓令第1号

一 関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

一 関市長 佐藤善仁

一 関市教育委員会教育長 時枝直樹

一 関市選挙管理委員会委員長 高橋秀典

一 関市監査委員 及川弘人

一 関市監査委員 加藤伸弘

一 関市監査委員 千葉大作

一 関市農業委員会会長 石川誠司

	設の長を含む。)	設の長を含む。)
課長級の職員	課長級の職員	課長級の職員
部次長級の職員	部次長級の職員	部次長級の職員
部長級の職員	部長級の職員	部長級の職員
副市長	副市長	副市長
備考 市長部局以外の所属においては、この表の例により別に定める。		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。